

【写】

教政第74号
令和3年6月2日

各 県 立 学 校 長 殿

徳島県教育委員会教育長

令和3年6月2日18時以降の県立学校における教育活動等に係る
感染拡大防止対策について（通知）

令和3年6月2日に開催された「徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、同日18時をもって、「とくしまアラート」のレベルが国の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言における分類で「ステージⅠ」に相当する「とくしまアラート・感染観察・強化」へと二段階、引き下げられることとなりました。

県内の新規感染者数は減少傾向にあるものの、一方で、変異株の感染者割合が上昇し、従来株と比較すると変異株の子供への感染力は強い可能性があることや、9都道府県に発令中の緊急事態宣言が令和3年6月20日まで延長されるなど、依然として感染拡大防止に向けた取組を徹底することが必要な状況です。

このため、別添資料「県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について」のとおり実施することといたしますので、取組の徹底が図られるよう、適切にご対応いただくとともに、児童生徒等及び保護者並びに貴所属教職員への周知をお願いいたします。

また、令和3年5月24日付け教政第68号通知「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点（R3.5.24改訂版）」についても御留意いただき、円滑な学校運営に努めてください。

なお、令和3年5月5日付け教政第49号「令和3年5月6日以降の県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について（通知）」は廃止します。

令和3年6月2日18時以降の感染拡大防止対策について

1 学習指導について

基本的な感染症対策を講じるとともに、次のような感染リスクの高い教育活動は、徐々に実施することを検討する。ただし、(★)を付した教育活動は、特に感染リスクが高いことから、実施について慎重に検討すること。

また、1人1台タブレット端末を活用したオンライン指導等の充実により、学習活動の継続を図ること。

<感染リスクの高い教育活動例>

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒等が長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」及び「近距離で大きな声で話す活動」(★)
- ・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

2 学校行事について

- ・県境を越えての修学旅行や遠足などの校外行事の実施は延期等とすること。
- ・県内で実施する遠足や校外学習については、慎重に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底すること。
- ・その他の行事については、実施の必要性を慎重に見極め、オンラインでの実施や延期等も含め検討すること。

3 部活動について

- ・令和3年5月28日付け教グ第86号教体第53号「部活動における令和3年6月1日以降の対応について(通知)」を踏まえ、感染拡大防止対策の徹底を図ること。

4 研修及び出張について

- ・教職員研修等については、オンラインでの実施又は会場を分散させるなど基本的な感染予防を徹底した集合形式での実施とすること。これらの実施が難しい場合は、延期等とすること。
- ・緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への出張は、原則禁止とする。

<お問い合わせ先>

【本通知に関すること】

教育政策課 働き方・発信戦略担当

電話 088-621-3159

【学習指導・学校行事に関すること】

(義務教育に関すること)

学校教育課 義務教育・G I G A担当

電話 088-621-3114

(高校教育に関すること)

学校教育課 高校教育・G I G A担当

電話 088-621-3104

(体育・保健体育に関すること)

体育学校安全課 体力・競技力向上担当

電話 088-621-3165

【部活動に関すること】

(文化部活動について)

グローバル・文化教育課 あわっ子文化担当

電話 088-621-3055

(運動部活動について)

体育学校安全課 体力・競技力向上担当

電話 088-621-3165

【教職員研修に関すること】

教職員課 人材育成担当

電話 088-621-3123

県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について

| |
|---|
| <p>5月12日（水）以降の対応 (R3.5.5教政第49号（通知）に基づく感染拡大防止対策） ※部活動は、R3.5.28教グ第86号教体第53号（通知）に基づく対応</p> |
| <p>感染拡大注意 「急増」 ステージⅢ</p> |
| <p>1 学習指導に関すること</p> <p>各教科等の指導においても、基本的な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い教育活動は実施しない。 また、1人1台タブレット端末を活用したオンライン指導等の充実により、学習活動の継続を図る。</p> |
| <p><感染リスクの高い教育活動例></p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科等に共通する活動として「児童生徒などが長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」 「近距離で大きな声で話す活動」 音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」 家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」 図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」 理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」 体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」 |
| <p>2 学校行事の実施に関すること</p> <p>県内外を問わず、修学旅行・遠足などの校外行事の実施は延期等とする。 その他の行事については、実施の必要性を慎重に見極め、オンラインでの実施や延期等とする。</p> |
| <p>3 部活動に関すること</p> <p>・活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度を原則とする。</p> <p>・「密集する運動」や「近距離での組み合ったり接触したりする場面の多い活動」「向かい合って発声する活動」は避ける。</p> <p>・更なる指導の徹底 (1)開始前の検温の徹底 (2)水分補給等を行う際には会話を控える (3)部活動開始前・休憩時・終了後の食事は避ける (4)終了後は速やかに下校</p> <p>・部活動ごとに「活動計画」と「感染防止マニュアル」を作成し、これらに基づいた活動を実施する。</p> <p>・屋内での活動時は、可能な限り常時、困難な場合は30分に1回以上、2方向の窓を全開にし、換気を行う。</p> <p>※部活動の場面で感染拡大が見られた場合は、当該部活動の活動を「休止」する。</p> <p>※感染拡大が見られた部活動と施設を共有するその他競技も「休止」を検討する。</p> |
| <p>・県内外を問わず合宿は禁止</p> <p>・県外他校との練習試合、交流活動は禁止</p> <p>・県外からの講師招聘は原則禁止とし、オンラインによる指導を検討</p> |
| <p>・ただし、公式な大会やコンクール等については、主催者による十分な感染症対策が講じられていることが確認できる場合は、参加も可能。なお、参加する場合は、学校においても十分な感染症対策を講じる。</p> |
| <p>4 研修及び出張に関すること</p> <p>・教職員研修等については、オンラインでの実施、あるいは延期等</p> <p>・緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への出張は、原則禁止</p> |

| |
|--|
| <p>6月2日（水）18時以降の対応</p> |
| <p>感染観察 「強化」 ステージⅠ</p> |
| <p>1 学習指導に関すること</p> <p>各教科等の指導において、基本的な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い教育活動は、徐々に実施することを検討する。ただし、特に感染リスクの高い教育活動(★)の実施は、慎重に検討する。 また、1人1台タブレット端末を活用したオンライン指導等の充実により、学習活動の継続を図る。</p> |
| <p><感染リスクの高い教育活動例> (★)…特に感染リスクの高い教育活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科等に共通する活動として「児童生徒などが長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」 「近距離で大きな声で話す活動」(★) 音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★) 家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」(★) 図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」 理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」 体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」(★)「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★) |
| <p>2 学校行事の実施に関すること</p> <p>県境を越えての修学旅行・遠足などの校外行事の実施は延期等とする。 県内で実施する遠足・校外学習については、慎重に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底すること。 その他の行事については、実施の必要性を慎重に見極め、オンラインでの実施や延期等も含め検討する。</p> |
| <p>3 部活動に関すること</p> <p>(同左)</p> |
| <p>(同左)</p> |
| <p>(同左)</p> |
| <p>4 研修及び出張に関すること</p> <p>・教職員研修等については、オンラインでの実施又は会場を分散させるなど基本的な感染予防を徹底した集合形式での実施とする。なお、これらが難しい場合は、延期等とすること。</p> <p>(同左)</p> |